

1. 法律の趣旨

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RF0）を年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、独立行政法人地域医療機能推進機構に改組して、地域医療に貢献しつつ安定的な病院運営を行う組織とする。

2. 改組法人の概要

(1) 目的

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療・介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進に寄与すること。

(2) 業務

病院、介護老人保健施設及び看護師養成施設の設置及び運営の業務を行う。

(3) 病院等の譲渡

病院等のうち、譲渡後も地域において必要とされる医療機能が確保されるものについては、譲渡することができる（この場合においては、地元自治体の意見を聴取）。

※緊急の必要がある場合を除き、業務の財源に充てるための交付金は交付されない。

3. その他

- 地域医療機能推進機構（機構）への改組時期は、**平成26年4月1日**と規定。

年金・健康保険福祉施設整理機構

<目的>

年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、健康保険事業等の適切な財政運営に資すること

<業務>

年金福祉施設等の譲渡、それまでの間の施設の管理・運営

病院等の運営は特例民法法人等に委託（病院職員は特例民法法人等の職員）

<役職員>

理事長、監事2名（非常勤）、理事1名（非常勤）、職員23名（H25.7時点）

改組

地域医療機能推進機構

<目的>

救急医療等の5事業、リハビリ等地域医療を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上、住民福祉の増進等に寄与すること

<業務>

病院、介護老人保健施設、看護師養成施設の設置及び運営等

病院等の運営は直営（病院職員は独立行政法人の職員）

<役職員>

理事長、監事2名、常勤理事5名、非常勤理事5名、職員は約2万人前後

※ 政令で、医療法に基づく病院開設の許可等については許可の継承規定を設け、新たな許可手続は不要とする方向で検討中

※ また、新機構の病院については、国立病院機構と同様に国が開設する病院とみなし、医療法に基づく各種手続に関する事務については、厚生労働大臣（地方厚生局）が行うこととする予定

※ なお、新機構の所管は医政局となる予定

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課	担当者	内線
平成26年財政検証までのプロセスについて	総務課	若林補佐	3313
年金関連4法による改革の到達点と残された課題	総務課	若林補佐	3313
公的年金に関する情報発信の取組	総務課	若林補佐	3313
年金記録問題に関する平成26年度以降の取組みについて	事業企画課	松尾補佐	3619
年金事業運営の改善の検討について	事業企画課 事業管理課	中園補佐 中野専門官	3589 3667
国民年金保険料の収納対策について	事業管理課	尾山補佐 柳田係長	3661 3666
国民年金等事務取扱交付金について	事業管理課	尾山補佐	3661
平成26年4月施行の法改正、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」の施行準備への協力依頼について	事業管理課	中野専門官、馬場専門官	3667
「地域年金展開事業」について	事業管理課	尾山補佐	3661
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の改組について	事業企画課	高橋主査	3622